

さ情審査答申第257号
令和6年1月23日

さいたま市教育委員会
委員長 竹居秀子様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上純一

答 申 書

平成29年3月22日付けで貴委員会から受けた、「給食センターが保有する出勤簿、残業等の行政情報及び業務日報並びに業務委託契約書（平成28年度分）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年12月13日付け教学健第100112号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした出勤簿における特別休暇の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第2号に該当しない。

不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人より「給食センターが保有する出勤簿、残業等の行政情報及び業務日報並びに業務委託契約書（平成28年度分）」について行政情報開

示請求を受け、一部開示決定を行った。

- 2 職員が勤務しない理由のうち休暇、休業の種別は当該職員個人の健康や生活状態などの私生活の内容に関わるものであり、当該職員の職務の遂行に係る情報には当たらず、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であることから不開示とした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年12月1日に開示請求を行った「給食センターが保有する出勤簿、残業等の行政情報及び業務日報並びに業務委託契約書（平成28年度分）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、平成28年度の「出勤簿」、「時間外・休日・夜間勤務命令書」、「業務委託契約書」を特定し、業務日報については、作成及び取得していないことから不存在とした。また、出勤簿及び時間外・休日・夜間勤務命令書の職員番号、出勤簿の特別休暇（夏季休暇以外）を取得したことが分かる表示、業務委託契約書の担当者氏名については条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。審査請求人は、特別休暇を取得していることは個人情報にあたらぬと主張し、不開示とされた出勤簿に特別休暇と記入されている部分の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) さいたま市が毎年作成している「人事の手引」によると、出勤簿には、勤務公署に出勤した場合は押印し、出勤簿に押印できない事由がある場合や休暇等については押印欄にその旨を表示することとされている。

出勤簿に押印できない事由とは、出張、研修、職務専念義務免除等があり、休暇等とは、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇、育児休業等がある。具体的な表示方法は、「出張」「研修」「職免」「年休」「特休」「病休」「育休」のように表示する語句が指定されており、夏季休暇は特別休暇に含まれるが、出勤簿には「夏休」と表示することとされている。

そのため、出勤簿には職員の休暇の区分及び種類が表示される。

- (2) 出勤簿について、実施機関は一部開示決定において、職員番号及び特別休暇（夏季休暇を除く）を不開示部分として審査請求人に通知し、審査請求人は条例第7条第2号に該当しないとして不開示とした特別休暇を開示せよと主張している。

そこで、職員の休暇の区分及び種類に関する表示は、条例第7条第2号ただし書に規定された、職務の遂行に係る情報であるか、また、その他

同号ただし書に該当するかについてそれぞれ検討する。

「職務の遂行に係る情報」とは、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報のことを指す。本件についていえば、職員がいつ勤務をし、また勤務をしていないかという事実については職務遂行の有無であり不開示とする情報ではないが、休暇の区分及び種類に関する表示については、職員の健康状態や私生活の状況が容易に推測できる、公務とは直接かかわりのない、いわば私事に関する情報であると認められる。

そのため、休暇の区分及び種類に関する表示については、条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

また、審査請求人は、休暇の区分及び種類の表示を開示することについて、公益性が高いと主張しているが、その根拠は示しておらず、当審査会としても当該主張を認めることはできない。

そのため、条例第7条第2号ただし書イにも該当せず、その他同号ただし書に該当すると認めるべき事情もない。

したがって、実際の不開示部分における休暇の区分及び種類に関する表示がいかなるものかに関わらず、休暇の区分及び種類の表示は条例第7条第2号に該当する。

- (3) よって、実施機関が休暇の区分及び種類が表示された部分を不開示とした本件処分は妥当である。
- 3 以上の次第であるから、本件審査請求に理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 3月22日	諮問の受理（諮問第451号）
②	令和 5年12月21日	審議
③	令和 6年 1月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)